

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援

1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響

令和2年1月に国内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認され、同4月には最初の緊急事態宣言が発出されました。感染力が強く、また、重篤な症状になるケースも多かったこのウイルスの感染拡大を防ぐため、市民生活の様式を大きく変えざるを得ない状況となりました。

本市のひとり親家庭の生活も例外ではなく、アンケート調査や支援団体へのヒアリングから、以下のような新たな困難な状況が浮かび上がりました。

- ・ 勤務先の業績悪化に伴う失業や勤務時間の減少による収入の減少
- ・ 雇用環境の悪化、求人の減少に伴う就職、転職の困難
- ・ 感染のリスクを回避するための就職活動の自粛
- ・ 学校の休校等による出勤困難、収入の減少
- ・ 家庭内コミュニケーションや家族関係の変化

雇用環境の悪化により、一般事務への転職希望や、在宅ワークへのニーズが高まりましたが、一般事務の有効求人倍率は低く、また、在宅ワークについては、スキルや環境面でのハードルが高く、どちらも実現できた人は多くはありませんでした。

また、令和4年度本市調査においても、回答者の半数以上が「コロナ禍で働き方に影響があった」と回答し、そのうち82.5%が「収入の低下」「雇用契約期間の満了や解雇」といった生活困難に直結する影響を受けていました。

2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援

ひとり親家庭を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応策として、本市では以下の支援策を講じ、実施してきました。

(1) ひとり親世帯への給付金の支給

新型コロナウイルス感染症への対応として、ひとり親世帯を対象に、下記の給付金を支給しました。

ア 国制度に基づく取組

①ひとり親世帯等臨時特別給付金

(ア) 事業開始：令和2年8月

1世帯につき50,000円（第2子以降30,000円加算）

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少した場合は、1世帯につき追加で50,000円

(イ) 事業開始：令和2年12月

1世帯につき50,000円（第2子以降30,000円加算）

支給対象児童数 (ア) (イ) の2回計 延べ71,190人

②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

令和3年度及び令和4年度に各1回実施、対象児童一人につき50,000円

令和3年度支給対象児童数 28,535人

イ 市独自の取組

①ひとり親世帯等への臨時特別給付金

令和2年度に実施、一世帯につき20,000円、支給対象世帯数 19,774世帯

②家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金

令和2年度に実施、一世帯につき100,000円、支給対象世帯数 1,117世帯

(2) ひとり親世帯フードサポート事業（ぱくサポ） ※本市独自事業

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴い食料品確保が困難になった世帯を対象に、フードバンクから調達した食料品を概ね各区で月1回配布する事業を令和2年8月より開始しました。令和2年度利用者数実績は、2,527人、令和3年度の利用者数実績は4,343人でした。

(3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充

経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金」制度について、最短修業期間の短縮や、対象講座の拡充を令和3年度から開始しました。また、職業訓練講座の受講費用を支援する「自立支援訓練給付金」の一部対象講座の上限金額拡充を令和4年度から開始しました。高等職業訓練促進給付金制度拡充による令和3年度の新規受給決定者は48人です。同年度に新規決定した人数は98人のため、48.9%の人が制度拡充の結果、本給付金を受給することとなりました。

(4) 住宅支援資金貸付

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を令和3年度から開始しました。令和3年度の契約者数の実績は8人です。

3 今後の支援の方向性

(1) 即時的・経済的な支援

令和4年度本市調査では、コロナ禍で役に立った支援事業として、現金での給付金や、食料品等を現物で受け取り、すぐに利用できる支援が上位に挙がりました。

国の制度や、民間事業者の活動状況を踏まえながら、時勢に応じて引き続き支援します。

(2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援

コロナ禍に対応した給付金や貸付金、フードサポート事業については、ひとり親家庭、当事者支援者団体の双方から役に立ったという評価の声があった一方、支援を受けてもなお生活が改善できず困っている世帯について、支援者団体からは子の成長過程を見据え、長期的なビジョンで支援することも重要との意見がありました。家庭の困難を丁寧に把握し、伴走した支援が求められます。

令和4年度本市調査では、教員、看護師、保育士などの専門知識・技術を生かした仕事に従事しているひとり親は、ひとり親家庭の中では比較的年収が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大による就労への影響も少なかったという結果となりました。

相談者の意向やこれまでのキャリアを尊重し、家庭の事情に寄り添いながら、より安定した生活が継続的に営める職に就くことができるよう、自立支援教育訓練給付金等の各制度を活用し、資格の取得及び就職・転職を支援していきます。

自身や子の障害、自身の親の介護など、複合的に悩みを抱え、何に困っているのか、どこから解決してよいか整理できないひとり親もいます。悩みを丁寧に聞き取り、直近、将来に向け必要な支援をご案内できるように引き続き取り組みます。

(3) 親子へのサポートや交流

アンケートでは「相談などが気楽にできる交流会がほしい」「親子がリフレッシュできるような取り組みがほしい」という具体的なご意見がありました。また、ひとり親の当事者団体からも「ひとり親家庭の交流が十分に図れないことがもどかしい」「子どもの体験の不足が懸念される」というご意見がありました。

修業や家計改善などを支援するセミナー、他のひとり親家庭との交流などを伴う催事については、感染拡大初期は中止を余儀なくされましたが、電子会議ソフトウェアの普及に伴い、オンラインで行う機会を設けるなど、対面やオンラインを適切に選択して開催をしています。

また、催事の中には、ヨガ教室など、ひとり親が就労や家庭運営とは離れ、リラックスできる機会を提供するものもあります。感染防止策を講じながら、親子で参加できるようなものも含め催事のジャンルを幅広くするよう検討してまいります。特に、父子家庭については、相談相手がいないという悩みを抱えやすい傾向が続いているため、父子家庭が集まりやすい催の実施やその広報を行い、より多くのひとり親家庭が他のひとり親家庭とつながり、孤立しないように支援していきます。

(4) 支援に関する手続きや情報提供

感染拡大防止の観点に加え、ひとり親の抱える時間的な制約や、効率化の観点から、就労支援や諸申請の手続きをオンラインで行えるようにしてほしいというニーズも出てきています。パートタイムで勤労するひとり親家庭からは「来庁するために勤務時間が減り、収入が減ってしまう」という切実な声が挙がりました。

情報の漏洩を防ぐ措置など、手続きの電子化にあたり配慮すべき項目について、今後検討を進めていきます。

また、フードサポート事業のように、生活のうえですぐに利用できる支援がコロナ禍で役に立ったという回答が多くありましたが、「制度を知らずに利用できなかった」という回答も少なくありませんでした。

ウェブサイトやSNSで支援情報を積極的に獲得しているひとり親も多くありますが、当事者団体ヒアリングでは「情報をつかめる人とつかめない人の差が大きい」というご意見がありました。また、令和4年度本市調査では、支援制度を知ったきっかけは「ひとり親家庭のしおり」という回答が7割近くと最も多く、紙媒体のニーズも根強くあります。それぞれの方法が持つ即時性、広範性、保存性などの利点を踏まえ、より多くのひとり親に支援が届くよう、多面的な情報提供を行ってまいります。